

○基本統計規程

昭和33年6月23日

達第292号

改正 昭和40年4月1日達第470号

昭和41年4月1日達第493号

昭和42年9月11日達第514号

昭和45年4月1日達第556号

昭和45年9月9日達第569号

昭和51年5月31日達第661号

昭和62年5月27日達第801号

基本統計規程

(目的)

第1条 この規程は、本会における統計を整理し、統計体系の改善充実を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で基本統計とは、本会で作成する次の各号の統計のうち、特に理事長が指定した統計をいう。

- (1) 会務の実態をあらわす資料としてとりまとめの上、保存を必要とするもの
- (2) 関係官庁から定例的に提示の要求のあるもの
- (3) その他本会の業務方針の決定または予算の編成に必要なもの

(基本統計の指定)

第3条 前条の指定は、統計の名称、様式、作成の対象、時期、作成期限および作成担当課について行う。

(事務の担当課)

第4条 基本統計に関する事務は、情報処理部システム開発課の担当とする。

(基本統計の作成)

第5条 基本統計の作成担当課は、担当の基本統計を作成期限までに作成し、情報処理部システム開発課に提出しなければならない。

(基本統計の発表)

第6条 情報処理部システム開発課は、作成担当課から提出された基本統計をとりまとめ、適当な方法をもって発表しなければならない。ただし、特別の理由のあるものはこの限りでない。

附 則 (昭和40年4月1日達第470号)

この規程は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則 (昭和41年4月1日達第493号)

この改正規程は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則 (昭和42年9月11日達第514号)

この改正規程は、昭和42年9月11日から施行する。

附 則（昭和45年 4 月 1 日達第556号）

この改正規程は，昭和45年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和45年 9 月 9 日達第569号）

この改正規程は，昭和45年 9 月 9 日から施行する。

附 則（昭和51年 5 月31日達第661号）

この改正規程は，昭和51年 5 月31日から施行し，昭和50年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和62年 5 月27日達第801号）

この規程は，昭和62年 5 月27日から施行し，昭和62年 4 月 1 日から適用する。